12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［14　略］

15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊶」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～18　略］

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）㊸」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の「合計㉞」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額⑼」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉑」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉒」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

12　道府県民税の「㉑のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。）の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

13　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊽」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊾」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［14　同左］

15　事業税の「㊻のうち見込納付額㊶」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）若しくは第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

［16～18　同左］

19　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の㊷）㊸」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表４）の「合計㉞」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額⑼」の欄の金額を加算した金額を記載し、令和２年旧法人税法第81条の９第４項の規定の適用を受ける法人にあっては法人税の明細書（別表４の２付表）の「仮計㊷」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額㉞」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

20　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉑」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

21　還付請求の「中間納付額㉒」の欄は、法第53条第32項若しくは第72条の28第４項又は令和２年旧法第53条第20項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２若しくは第25条又は令和２年旧政令第９条の２の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。